

福岡市福祉有償運送運営協議会運営指針

福岡市福祉有償運送運営協議会

平成18年10月31日

平成20年 8月 6日改正

平成24年 8月28日改正

平成25年 8月27日改正

平成26年 4月23日改正

平成27年 7月30日改正

平成28年 5月11日改正

平成29年 8月31日改正

平成30年 9月 5日改正

令和 3年 8月26日改正

令和 4年10月14日改正

1. 目的

本指針は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定められた、NPO法人等による要介護認定を受けた者や身体障害者手帳を交付された者等を運送する自家用有償旅客運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る、同法第79条の登録に先立ち必要とされる、同法79条の4第1項第5号に係る福岡市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）における協議事項に関する方針を定めることで、登録申請団体からの協議を円滑に行うこととする。

2. 運送主体（法第78条第2号・規則第48条）

単独では公共交通機関の利用が困難な者を対象として、福祉有償運送を実施しようとする団体（以下「運送主体」という。）は、営利を目的としない法人であり、当該福祉有償運送を行うことが、法人の目的の範囲外にあたるものでないことを条件とする。

なお、運送主体としての非営利法人としては、次に掲げる法人とする。

- ① 特定非営利活動法人
- ② 一般社団法人又は一般財団法人
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定

する認可地縁団体

- ④ 農業協同組合
- ⑤ 消費生活協同組合
- ⑥ 医療法人
- ⑦ 社会福祉法人
- ⑧ 商工会議所
- ⑨ 商工会
- ⑩ 営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であるもの

【運送主体の介護保険請求】

福祉有償運送では、介護保険の乗降介助等については、原則として請求できない。

3. 運送の対象（法第79条の2第1項第4号）

運送の対象となる者は、あらかじめ会員として登録された以下に掲げる者及びその介助者又は付添人とする。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項にいう「要介護認定を受けている者」
- ③ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第2項にいう「要支援認定を受けている者」
- ④ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項にいう「障害児」
- ⑤ 療育手帳（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の交付を受けた「知的障害者」
- ⑥ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条にいう「精神障害者」
- ⑦ その他肢体不自由、内部障がい（人工血液透析を受けている場合を含む。）、難病等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

【対象者の判断】

旅客が道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第3号に規定する有償運送を利用することが適当であるか否かは、福岡市福祉局の各担当課（介護保険課・障がい者支援課）により、旅客が所持するその障がい又は疾病を証する書類（介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のほか、難病患者にあっては公費負担助成決定通知書の写し、あるいは診断書等）及びその障がい等の状況等を確認し、移動制約者であるという状況把握をしたうえで判断するものとする。

4. 運送の区域（法第79条の2第1項第3号）

運送の旅客の発地又は着地のいずれかが福岡市内にあることを要するものとする。

【協議の視点】

形態については、発地又は着地が福岡市内にある福祉有償運送のみに限定される。

なお、『市内自宅→市外病院1→市外病院2』、または『市外病院1→市外病院2→市内自宅』といった福祉有償運送の場合は、一連のサービスとして計画されたものであれば実施可能とする。

また、福祉有償運送全体が市外で提供されるものは、運営協議会の対象とはならない。別途福祉有償運送が提供される市町村運営協議会において協議すべきものとなる。

5. 使用車両

(1) 福祉有償運送にあっては、次の車両を使用するものとする。

- ① 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- ② 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ③ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ④ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- ⑤ セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

（2）使用権原

福祉有償運送に使用する車両を使う権原（所有権、賃貸借権等の使用権）は運送主体が有するものとする。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要するものとする。

- ・ 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 当該契約において、福祉有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

（3）車両の表示

登録を受けた場合、車両には外部から見やすいように使用自動車の車体の両側面に福祉有償運送の登録を受けた車両である旨を表示すること。表示事項は、「運送主体名」、「福祉有償運送車両」、「登録番号」の文字で、文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、文字の大きさは縦横 50 ミリメートル以上。ボランティア運転者等との契約に基づき使用している車両等、福祉有償運送ではない用途に車両を用いる可能性のある車両の表示は、誤解を避けるためにマグネット式が望ましく、福祉有償運送以外の用途で使用する場合、当該表示は外すべきである。

6. 旅客から収受する対価（法第79条の8第2項・規則第51条の15）

ボランティア等が実施している福祉有償運送において、旅客から収受しようとする対価が、施行規則第51条の15各号の規定及び関係通達（平成18年9月15日付け国自旅第144号）の規定に基づいているものと認められること。この場合において、申請者に対し、旅客から収受する対価の額及び会費の額について、明細に記載した資料の提出を求めるものとする。

（1）対価の範囲

運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるもの。

① 運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

ア) 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金

イ) 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金

ウ) その他の料金

介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。

（2）対価設定の考え方

旅客から収受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方へ従って定めるものとする。

① 旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、以下に掲げる基準を目安とするものとする。

ア) 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1／2の範囲内であること。

イ) 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

ウ) 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

エ) 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあっては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね1／2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。

② 対価の適用方法

- ア) 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。
- イ) 福祉有償運送に係る運送の対価にあっては、1個の契約により乗車定員1人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、ウ)に規定する複数乗車（1回の運行で複数の利用者を運送する場合であって、旅客1人ずつから対価を收受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を收受することはできないものであること。
- ウ) 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから收受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。
- エ) 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

（3）タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならない。

7. 輸送の安全及び利用者利便の確保のための措置

次の①～⑦に掲げる事項について、それぞれ各号に定める輸送の安全及び利用者利便の確保のために必要な措置が講じられているものとする。

① 使用車両

- ア) 福祉有償運送に使用する自動車（以下「福祉有償運送自動車」という。）の種類ごとの保有台数。
- イ) 福祉有償運送の業務の間は、申請者が福祉有償運送自動車について、以下の条件を満たすことその他適切に自動車の管理がなされること。
- ・ 運転者の持込による場合は、申請者との間で当該輸送を実施する間

において、使用権原、運送責任、事故時の責任、苦情の対応等について申請者に一切の責任があることが明確に明記された契約書、使用承諾書等の書面が作成されていること。

- ・ 車体の表示について、確実に実施される見込みがあること。この場合において、申請者に対し、使用する車両の自動車登録番号・車両番号、種類、運送しようとする旅客に対応した設備又は装置の内容について具体的に記した資料の提出を求めるものとする。

② 運転者の要件

運転者が施行規則第51条の16に規定する要件を満たしていること。この場合において、申請者に対し、運転者が施行規則第51条の16各号に定める以下の要件を満たしていることを証する書面の提出を求めるものとする。

- ア) 第二種運転免許証を保有しており、かつ、その効力が停止されていない運転者とする。
- イ) 第二種運転免許を保有していない運転者にあっては、運転者が申請前の2年間において運転免許停止以上の処分をうけていない者であり、かつ、国土交通大臣が定める必要な講習を修了している者であること。
- ウ) 福祉車両以外の自動車を使用する場合にあっては、上記に加え運転者又は乗務する者のいずれかが、国土交通大臣が定める乗降介助に係る必要な講習を修了している者であること。

③ 損害賠償措置

ボランティア個人の持込自動車も含めた全ての自動車について、福祉有償運送の業務中であっても、保険金支払のなし得る任意保険その他の業務中に事故が発生した場合における損害賠償措置が以下のとおり（国土交通省告示第1171号）適切に講じられていること。この場合において、申請者に対し、任意保険証書の写し又は見積書の写し等の提出を求めるものとする。

- ア) 対人保険 8,000万円以上
- イ) 対物保険 200万円以上

④ 運行の管理体制

運行の管理の責任者が選任され、運転者の確認、報告、指示、記録等に

係る指揮命令系統が明確にされている等の組織体制が整っていると認められること。また、配置された自動車の数が5台以上の事務所にあっては、施行規則第51条の17第2項に規定する資格を有した運行の管理の責任者が選任されているか、又は選任される予定があること。この場合において、申請者に対し、運行の管理の体制及び運行の管理の責任者の選任状況（予定を含む。）（必要となる場合は資格証の提出を含む。）について具体的に記した資料の提出を求めるものとする。

⑤ 整備の管理の体制

申請者において、整備の管理の責任者（整備士等の資格の有無は問わないものとする。）が選任され、使用する自動車の整備の管理が適切に行われる体制が整っていること、又は確実に選任されると見込まれること。この場合において、申請者に対し、整備の管理の体制及び整備の管理の責任者の選任状況について具体的に記した資料の提出を求めるものとする。

⑥ 事故時の連絡体制

事故発生時における責任者が明確であり、事故時の対応方法及び連絡体制が整っていること又は実施が確実であると見込まれること。この場合において、申請者に対し、事故が発生した場合の処理体制及び責任者について具体的に記した資料の提出を求めるものとする。

⑦ 苦情処理体制

利用者からの苦情に対し、対応に係る責任者が明確に定められ、適切に記録する体制となっていること又は実施が確実であると見込まれること。この場合において、申請者に対し、利用者からの苦情処理に関する体制について具体的に記した資料の提出を求めるものとする。

8. その他運営協議会が必要と認める事項

道路運送法並びに省令及び通達に規定する事項を確保した上で、旅客の利便及び輸送の安全の確保措置等に関して、運営協議会として必要と認められる事項について、運営協議会の協議に基づき独自の措置を講じができるものとする。

9. 運営協議会の合意

(1) 運営協議会における合意の方法

運営協議会において協議が調った場合に、運営協議会における合意があつたものとみなす。運営協議会の協議を行うにあたっては、関係者の意見に配慮し十分な議論を尽くして行うものとする。この場合において、全会一致が望ましいが、これにより難い場合は、予め運営協議会の設置要綱に、公正・中立な運営を確保するための議決に係る方法を定める。

運営協議会は、施行規則第51条の3第4号に規定する書類を運営協議会における協議が調った場合に、申請者に対し交付するものとする。

また、運営協議会での議決にあたって、意見を異にする構成員が存した場合には、当該合意を証する書面において、賛成及び反対意見の数を記載するとともに、反対意見ごとに反対する理由を併せて記載し、申請者に交付するものとする。

(2) 運営協議会において合意を必要とする事項

運営協議会においては、以下に掲げる事項について関係者間で協議が調うことを要するものとする。

- ① 道路運送法第79条の4第1項第5号に規定する、当該地域の輸送状況等から、NPO法人等を運送主体とする福祉有償運送が必要であること。
- ② 道路運送法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合であって、引き続き、当該地域においてNPO法人等を運送主体とする福祉有償運送が必要であること。
- ③ 道路運送法第79条の7に規定する変更登録を行う場合であって、運送の区域を拡大すること、又は運送の種別を変更する場合には、その必要性があること。
- ④ 道路運送法第79条の8に規定する旅客から収受する対価の額（変更しようとする場合も同様とする。）

(3) 運営協議会の合意を解除する場合

道路運送法第79条の12に規定する合意の解除については、合意を解除しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該福祉有償運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するものとする。

10. 登録実施後における主宰者の役割

福岡市は、福祉有償運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者等からの苦情その他に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

(福祉有償運送に係るご相談又は通報窓口)

福岡市福祉局高齢社会部高齢社会政策課

連絡先：TEL 092-711-4595

FAX 092-733-5587

福岡市は、利用者等からの苦情及び通報、事故の連絡その他の連絡を受けた場合には、これらに係る福祉有償運送者の適切な運営を確保するため、運営協議会の構成員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

運営協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず当該福祉有償運送者がこれに従わない場合、運営協議会において協議が調った事項に相違して運送を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、福岡市は福岡運輸支局に連絡を行う等、運営協議会において対応を協議するものとする。

また、福岡運輸支局長から、運営協議会で協議した福祉有償運送者に係る業務の停止又は登録の抹消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を運営協議会の構成員に周知するとともに必要に応じ運営協議会を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。